平成２９年（フ）第６４０号
神奈川県高座郡寒川町倉見1891番地１
破産者　濱野　　裕
１　決定年月日　平成29年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２４１号
横浜市栄区元大橋２丁目18番17号
破産者　杉田　美夏
１　決定年月日　平成29年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２５６号
横浜市青葉区荏田西５丁目15番地６
破産者　萩原　洋二
１　決定年月日　平成29年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２５７号
横浜市青葉区荏田西５丁目15番地６　萩原方
破産者　長島　澄子
１　決定年月日　平成29年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３４４号
横浜市栄区鍛冶ケ谷１丁目25番34号　アネックス浅見Ａ－201
破産者　伊東　邦敏
１　決定年月日　平成29年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３５６号
神奈川県大和市中央林間２丁目16番15―401号
破産者　川上　章仁
１　決定年月日　平成29年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３９号
横浜市鶴見区岸谷３丁目21番９号
破産者　植田　　裕
１　決定年月日　平成29年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３３７号
川崎市宮前区野川3026番地37
破産者　林　　炳大
１　決定年月日　平成29年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３５０号
川崎市川崎区中島１丁目４番10号
破産者　金子　　亮
１　決定年月日　平成29年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３８１号
岐阜市茜部本郷２丁目124番地２（フリーライフ翔Ｖ　Ａ号室）、前住所岐阜市御杉町17番地４
破産者　村瀬　真康
１　決定年月日　平成29年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２７号
岐阜県山県市佐賀352番地６
破産者　白宝苑ことアイリーこと　池戸　義幸
１　決定年月日　平成29年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第５９８号
名古屋市北区中味鋺１丁目831番地　サマックス林Ａ棟102号
破産者　笑喜さとみ
１　決定年月日　平成29年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７３６号
名古屋市港区小碓４丁目451番地　メゾンサンハーバー　301号
破産者　八田　弘樹
１　決定年月日　平成29年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４９１４号
大阪府東大阪市横沼町３丁目12番20号　ハビタ横沼103号、開始決定時大阪府八尾市弓削町２丁目157番地
破産者　時田　繁治
１　決定年月日　平成29年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４３号
奈良県生駒市西松ヶ丘23番38号
破産者　峯山石油般若寺ＳＳこと　馬場　信一
１　決定年月日　平成29年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３０３号
広島県安芸郡府中町八幡３丁目６番３号、開始決定時の住所広島県安芸郡府中町八幡３丁目１番８号
破産者　中村　一伸
１　決定年月日　平成29年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３０４号
広島県安芸郡府中町八幡３丁目６番３号、開始決定時の住所広島県安芸郡府中町八幡３丁目１番８号
破産者　中村喜美江こと　中村喜美江
１　決定年月日　平成29年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６８９号
広島市安佐南区緑井４丁目21番23―105号
破産者　出廣千寿香
１　決定年月日　平成29年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３６１号
広島県廿日市市須賀２番33号
破産者　岸　　智子
１　決定年月日　平成29年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部